

令和6年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 市町村の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、棚田地域振興法等の地域振興関連9法（以下、「9法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する市町村で実施することができる。

山梨県内の27市町村のうち、指定された地域を有する市町村は26市町村あり、そのうち令和6年度に同制度を実施した市町村は17市町村である。

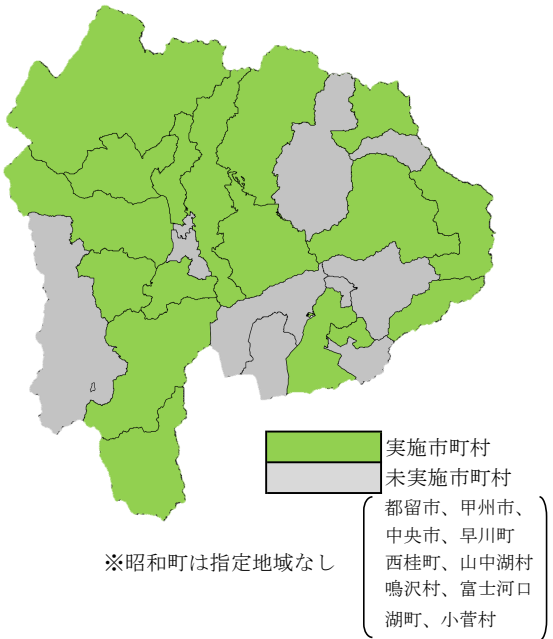
なお、未実施9市町村のうち3町村は同制度の規定する下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がなく、6市町が農家の高齢化等により協定締結ができない等の理由から本制度を実施していない。

表-1

		対 象 市町村数	実 施 市町村数
9 法 地 域	全域指定	15	9
	部分指定	8	7
特 認 地 域	全域指定	2	1
	部分指定	9	7
合 計		26	17

注）特認基準の部分指定地域については、9法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。

（重複市町村：甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、富士河口湖町）



2 協定締結の状況

（1）協定形態別内訳

令和6年度協定数は、集落協定294、個別協定7、合計301で、昨年度と同数である。

協定面積は、集落協定は昨年度と同様3,489ha、個別協定は1ha減少して61haで、合計3,551haとなっている。

協定への交付金は、集落協定で1,696千円増加し、485,686千円、個別協定は83千円減少して8,534千円で、合計494,220千円の交付となっている。

また、体制整備のための前向きな活動として、集落全体の将来像を明らかにするための指針となる「集落戦略」の作成による通常単価協定が237（80.6%）、8割単価協定が57（19.4%）、個別協定では全協定が通常単価協定となっている。

表-2

（単位：件、人、ha、千円）

	集落協定	うち通常単価		個別協定	計	前年比(%)
		うち通常単価	うち8割単価			
協 定 数	294	237	57	7	301	100.0%
参加者数	9,879	7,914	1,965	7	9,886	99.1%
協定面積	3,489	2,966	523	61	3,551	100.0%
交付金額	485,686	437,122	48,564	8,534	494,220	100.3%

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（2）協定面積に占める農振農用地区域編入面積

表-3 今期対策(R2～)における農振農用地区域編入面積（単位：a）

	田	畑	計
令和2年度～	0	0	0
協定面積占有率(%)	0.000%	0.000%	0.000%

(3) 協定参加者の構成

表-4 集落協定参加者の構成 (単位：人)

農業者	法人数	農業生産組織数	その他組織	非農業者	その他
9,282	109	7	19	398	55
					合計
					9,870

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる。
その他の組織には土地改良区、水利組合が含まれる。

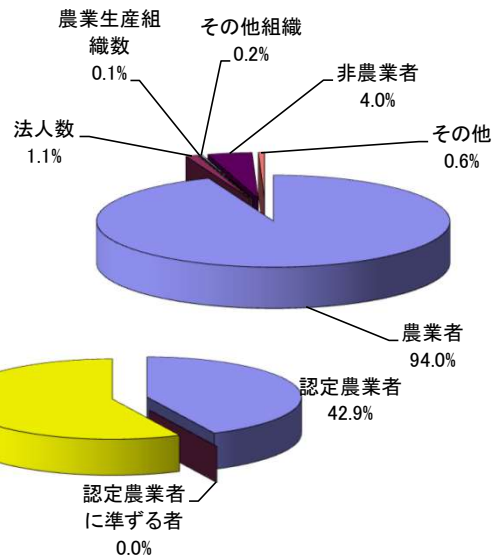
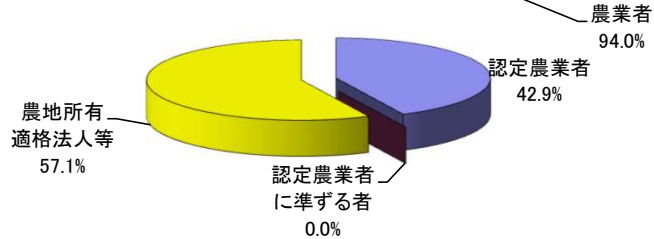


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	認定農業者に準ずる者	農地所有適格法人等	計
3	0	4	7

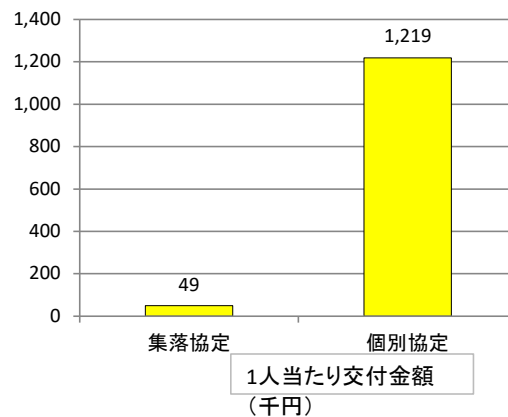
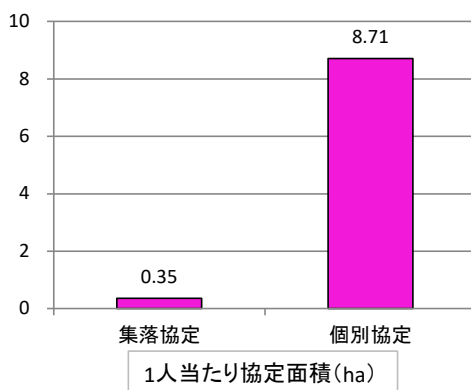


(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

協定面積では集落協定は一協定当たり 11.87ha、一人当たり 0.35ha、個別協定は一人当たり 8.71ha となっている。
また、交付金額では集落協定は一協定当たり 1,652千円、一人当たり 49千円、個別協定は一人当たり 1,219千円となっている。

表-6 (単位：人、ha、千円)

	計	集落協定						個別協定	
		全体		通常単価協定		8割単価協定		計	全体一人当たり
		一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり		
協定面積	3,489	11.87	0.35	12.51	0.37	9.18	0.27	61	8.71
交付金額	485,686	1,652	49	1,844	55	852	25	8,534	1,219
面積前年比	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.4%	99.0%	92.6%	98.4%	98.4%



(5) 協定面積の地目・区分別内訳

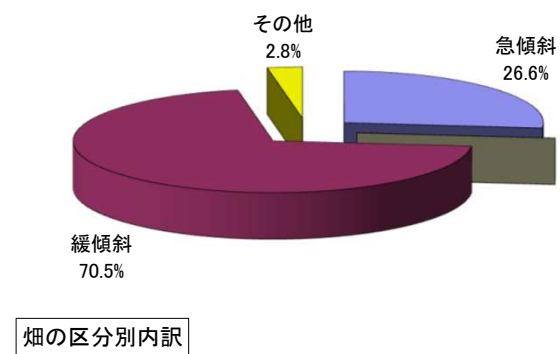
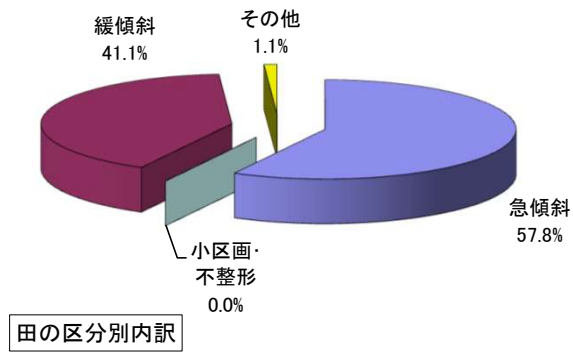
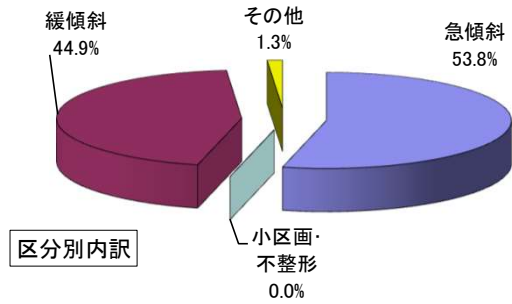
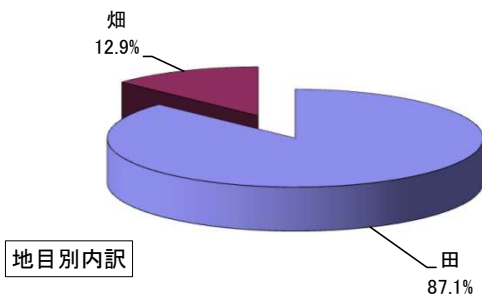
地目別では田が 87.1%、畑が 12.9% となっている。区分別では急傾斜が 53.8%、緩傾斜が 44.8%、その他が 1.4% となっている。

表-7 (単位：ha)

	急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	その他(※1)	計
田	1,788	0	1,269	34	3,092
前年比(%)	100.1%	0%	100%	100%	100.0%
畑	122		323	13	459
前年比(%)	99.2%		100%	93%	100.0%
計	1,910	0	1,592	47	3,551

※1 は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



(6) 地域別実施状況

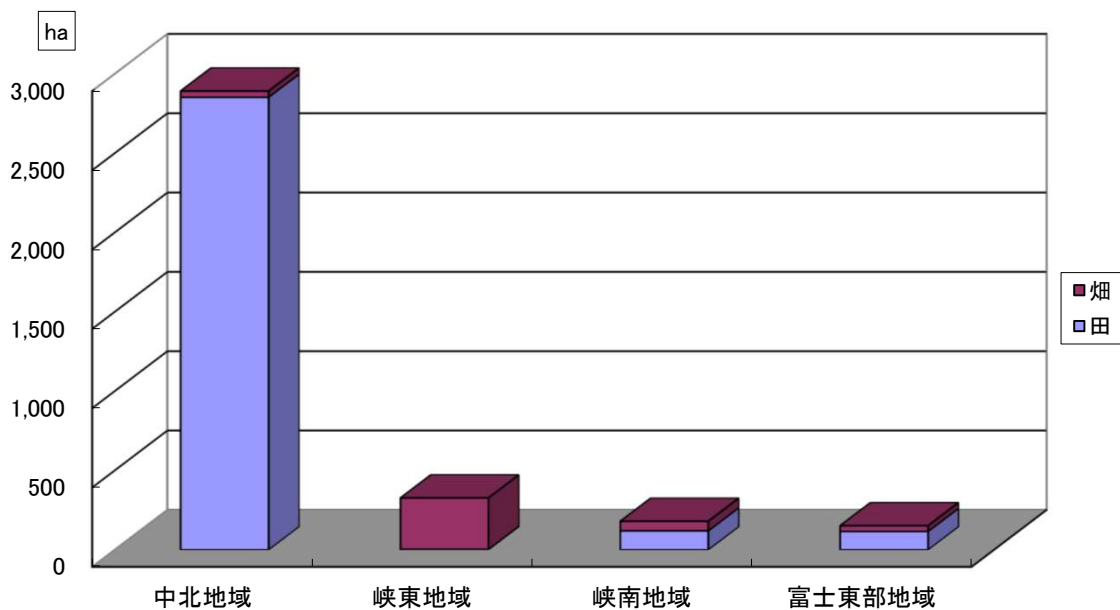
協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いのは中北地域で2,892ha（前年比3ha増）となっている。

地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,853ha、畑で最も多いのが峡東地域で324haとなっている。

表-8 (単位：ha)

	田	畑	計	割合
中北地域	2,853	39	2,892	81.4%
峡東地域	3	324	327	9.2%
峡南地域	120	60	180	5.1%
富士東部地域	116	36	152	4.3%
計	3,092	459	3,551	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

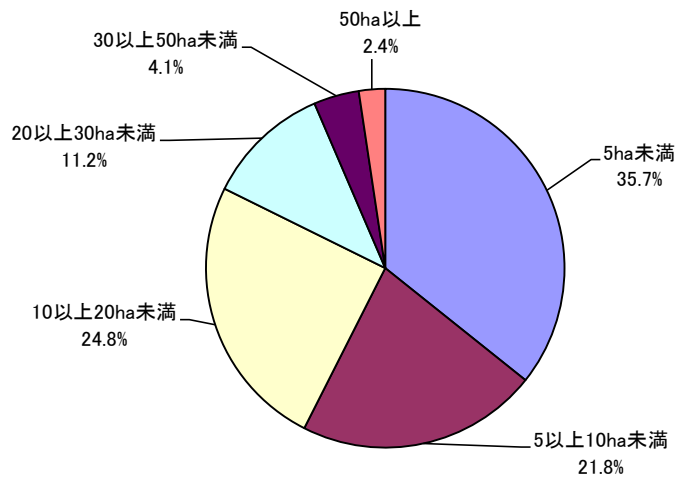


(7) 集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定当たりの平均協定面積は約12ha（表-6参照）であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが5ha未満で105協定（35.7%）、次に10ha以上20ha未満が73協定（24.8%）となっている。

表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	56	36	63	29	11	6	201
峡東地域	8	14	7	3	1	0	33
峡南地域	27	6	3	1	0	0	37
富士東部地域	14	8	0	0	0	1	23
計	105	64	73	33	12	7	294

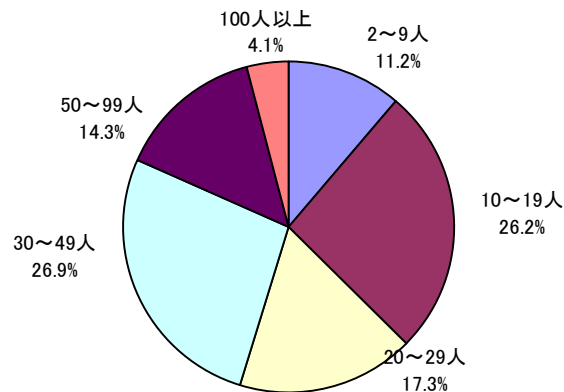


(8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均参加者数は33.6人（9,879人/294協定）であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが30人～49人で79協定（26.9%）、次が10人～19人で77協定（26.2%）となっている。

表-10

	2～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	計
中北地域	20	49	34	58	32	8	201
峡東地域	4	7	6	10	6	0	33
峡南地域	7	12	7	6	2	3	37
富士東部地域	2	9	4	5	2	1	23
計	33	77	51	79	42	12	294



3 共同取組活動の実施状況

※全集落協定（294協定）が実施する取組

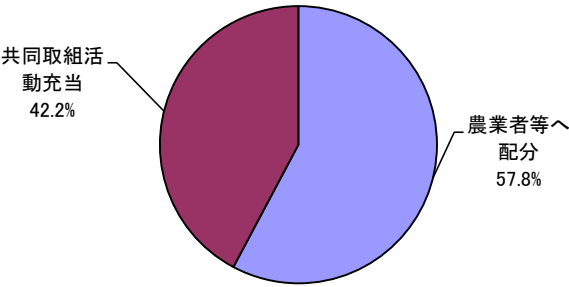
(1) 集落協定における交付金の配分状況

条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金額の概ね1／2以上を個人配分に充てることを原則とし、農業者へは280,677千円（57.8%）が配分されている。

表-11 (千円、%)

	共同取組活動充当	農業者等へ配分	計
金 額	205,009	280,677	485,686
前年比	96.4%	103.4%	100.4%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

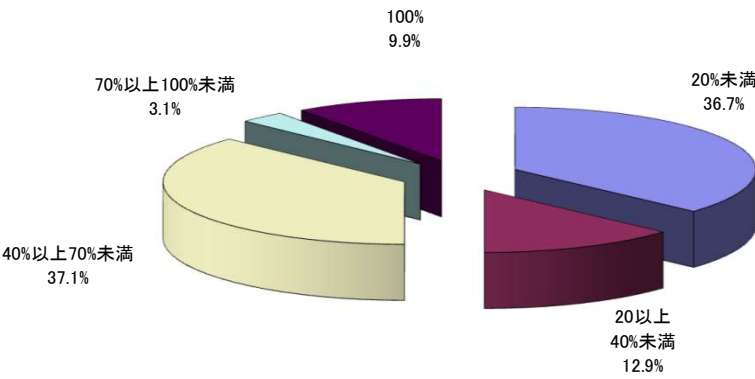


(2) 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で109協定（37.1%）となっており、次いで20%未満が108協定（36.7%）となっている。

表-12

	20%未満	20%以上40%未満	40%以上70%未満	70%以上100%未満	100%	計
中北地域	48	29	102	8	14	201
峡東地域	30	2	0	1	0	33
峡南地域	10	8	4	0	15	37
富士東部地域	20	0	3	0	0	23
計	108	39	109	9	29	294



(3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置付けられている共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると多く位置づけられている使用方法及び金額は、「役員報酬」が233協定(79.3%)31,750千円、「道・水路管理費」が196協定(66.7%)128,333千円となっている。

○主な交付金の使途の内容

- ・役員報酬：集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等費：協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修に係る費用
- ・道・水路管理費：農道・水路等の清掃、補修、点検等に係る費用
- ・農地管理費：畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理、復旧、農作業受委託等に係る費用
- ※のり面とは、傾斜地で上部に平地を作った時に周辺部にできる斜面部分
- ・鳥獣被害防止対策費：防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等の費用
- ・共同利用機械購入等費：トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等の費用
- ・共同利用施設整備等費：育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等の費用
- ・多面的機能増進活動費：景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等に係る費用
- ※景観作物とは、ひまわり、コスモス、ビオラ等の観賞用草花
- ・その他：積立等：110,953千円
(共同利用機械の購入や農地整備等のため、複数年に渡りある程度まとまった金額の積立金等)
その他の共同活動に係る費用：12,354千円

表-13

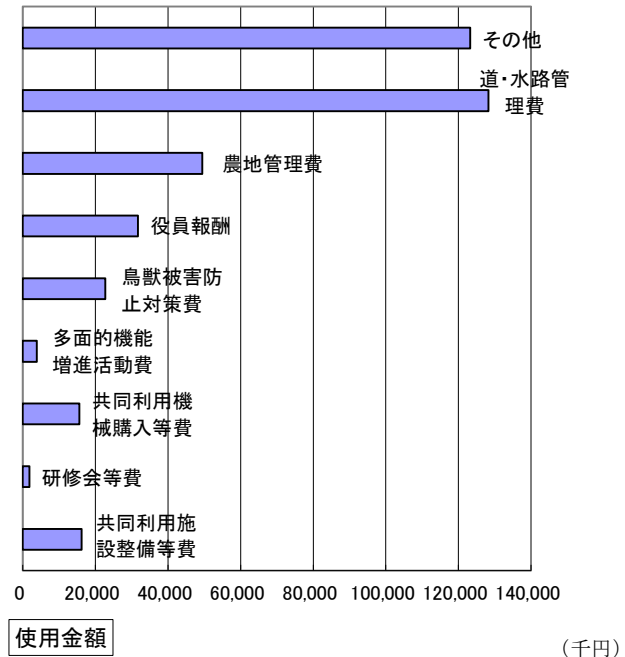
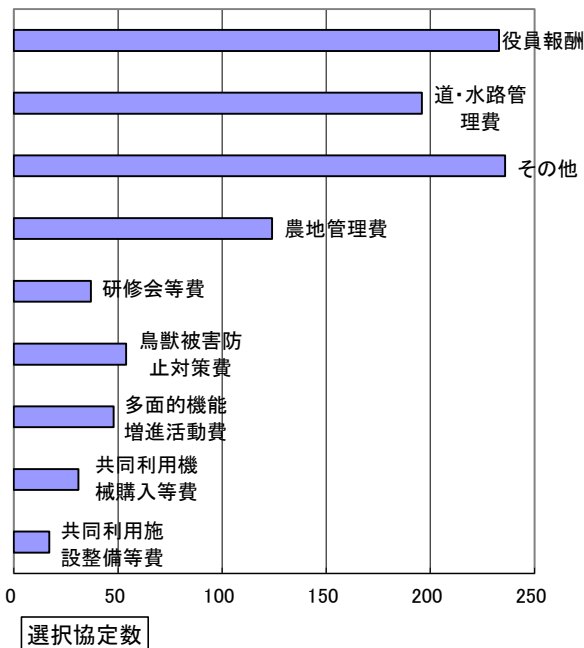
(千円)

	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	その他
選択協定数	233	37	196	124	54	31	17	48	236
使用金額	31,750	1,787	128,333	49,460	22,707	15,612	16,208	3,884	123,307

※協定数は、当該活動に交付金を使用した協定数である。

(複数選択)

使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



(4) 農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項

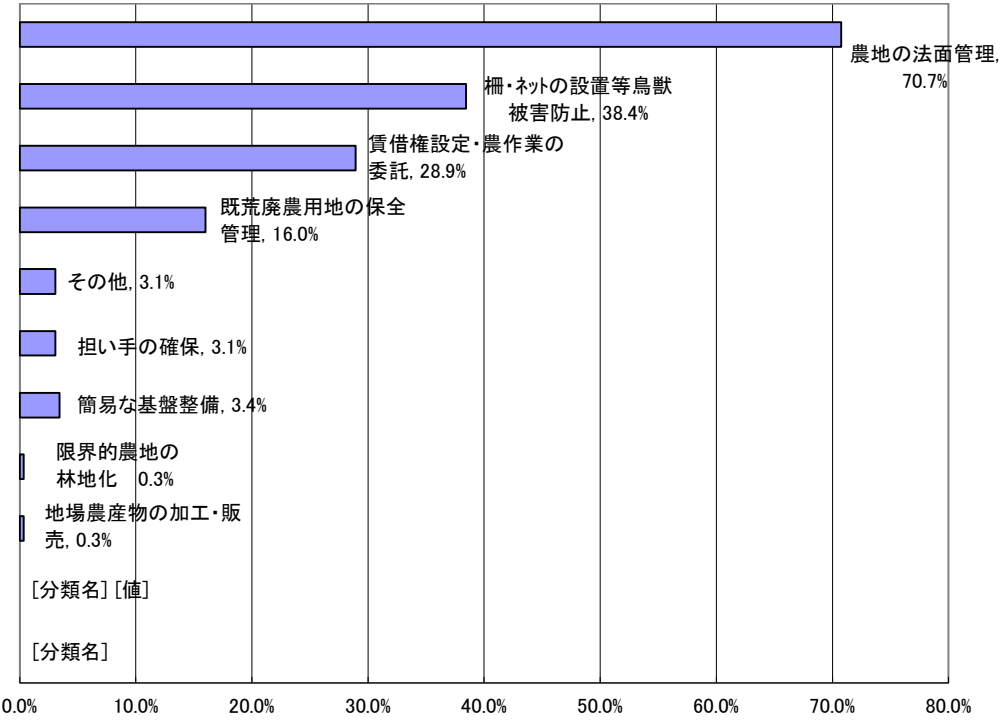
集落協定に位置付けられている活動内容の中で、農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「農地の法面管理」で208協定（70.7%）で、次いで「鳥獣被害防止」が113協定（38.4%）「賃借権設定・農作業の委託」が85協定（28.9%）の順となっている。

表-14

	賃借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	既荒廃農用地の保全管理
選択協定数	85	0	47

	農地の法面管理	柵・ネットの設置等鳥獣被害防止	限界的農地の林地化	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売	その他
選択協定数	208	113	1	10	9	1	9

(複数選択)



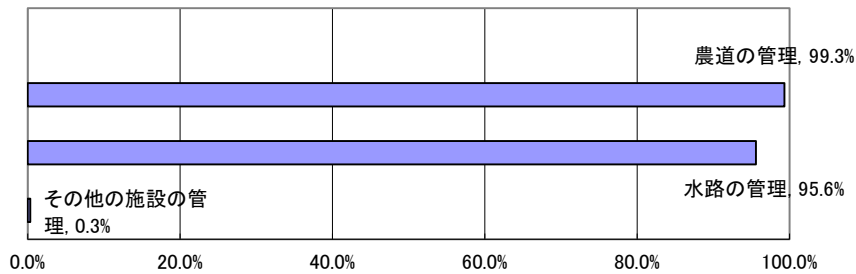
(5) 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項

集落協定に位置付けられている活動内容の中で、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「農道の管理」を位置付けている協定数は292協定（99.3%）、「水路の管理」を位置付けている協定が281協定（95.6%）となっている。
また、「その他の施設の管理」は1協定（0.3%）で位置付けている。

表-15

	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
選択協定数	281	292	1

(複数選択)



(6) 多面的機能を増進する活動に関する事項

集落協定に位置付けられている活動内容の中で、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「国土保全機能を高める取組」が最も多く、201協定（68.4%）で位置付けられている。次いで、「保健休養機能を高める取組」で102協定（34.7%）、「自然生態系の保全に資する取組」で13協定（4.4%）の順となっている。

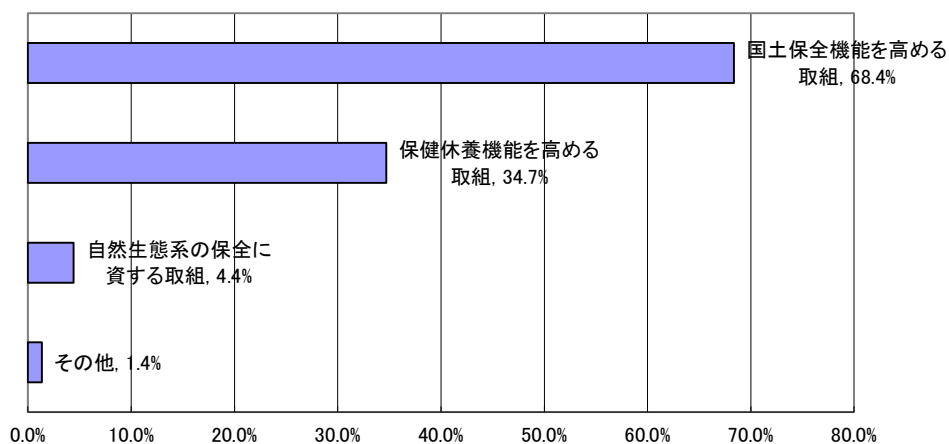
○それぞれの取組の主な内容

- ・国土保全機能を高める取組：①周辺林地の下草刈り、②土壌流亡に配慮した営農
- ・保健休養機能を高める取組：①棚田オーナー制度、②市民農園等の開設・運営、③体験民宿（グリーン・ツーリズム）、④景観作物の作付け
- ・自然生態系の保全に資する取組：①魚類・昆虫類の保護、②鳥類の餌場の確保、③粗放的畜産、④堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付

表-16

	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組	その他
選択協定数	201	102	13	4

(複数選択)



(7) 集落マスタープランの内容

集落協定に規定されている集落マスタープランで記載した集落の目指すべき将来像の内容をみると、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、230協定（78.2%）であった。

（その他：耕作放棄地の発生を未然に防止、農地の共同管理、有害鳥獣対策の強化、都市住民との交流や観光農業の促進等）

表-17

	将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	その他
選択協定数	230	60	2	53

（複数選択）

